函館市における戦傷病者に対する補装具の支給又は修理に 関する事務取扱要領

(目的)

1 この事務取扱要領は、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第 168号)の規定による各種援護に関する事務のうち、北海道保健福 祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき、補装具の支給又は修理 (以下「補装具の支給等」という。) について、市長が処理する事務 の取扱要領を定めるものである。

(補装具の支給等の請求)

2 補装具の支給等を受けようとする者のうち、市に居住地を有する者は、戦傷病者手帳を提示して補装具支給(修理)請求書(様式第1号)を市長に提出する。

(戦傷病者カード(写)の請求)

- 3 市長は、補装具支給(修理)請求書を受理したときは、市を所管する北海道渡島総合振興局長に当該請求者にかかる戦傷病者カード(様式第2号)の写(以下「戦傷病者カード副本」という。)の送付を求める。(同一人について、既に送付を受けている場合は、不要とする。)(補装具の支給等の審査および判定)
- 4 市長は、戦傷病者手帳および戦傷病者カード副本により、資格を確認するとともに、所定の調査を行う。この場合、特に必要と認める者について、判定依頼書(様式第3号)により請求者に期日を指示し北海道立心身障害者総合相談所への出頭を求め、その支給等の要否および処方について、北海道立心身障害者総合相談所の判定を求める。

(補装具の支給等の基準)

5 補装具の支給等の基準は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」(以下「基準」という。)に定めるところによるものとする。 戦傷病者の傷害の状況その他真にやむを得ない事情により支給すべき 補装具が基準に示された価格により難い場合は、補装具基準外支給調 査書 (様式第4号) を北海道渡島総合振興局長を経由して北海道知事 に提出する。

(補装具の支給等の決定)

- 6 市長は、4の調査および判定の結果、補装具の支給等を必要と認め た場合は、速やかに支給等の決定を行うとともに次の事務を行う。
 - (1) 戦傷病者カード副本に補装具支給(修理)に関する所要事項を 記載する。
 - (2) 補装具交付・修理券 (様式第5号) を請求者に交付すること。
 - (3) 業者に対し補装具交付・修理券を請求者に交付した旨およびその他所要事項を記載した補装具交付・修理委託通知書(様式第6号)を送付すること。

(請求の却下)

7 市長は、補装具の支給等の必要がないと認められる場合は、様式第 7号による却下通知書を請求者に送付するとともに北海道渡島総合振 興局長を経由して北海道知事に報告する。

(補装具の支給等の実施)

8 市長は、補装具の支給等を実施するに当たっては、身体障害者福祉 司等担当吏員をして適合判定を行い、補装具が本人に適合しないと認 めた場合は、不備な箇所を改善させたのちに請求者に支給する。なお、 この場合特に必要と認めるものについては、北海道立心身障害者総合 相談所長の判定を求める。

(指定業者)

9 市長は、業者に補装具の(修理)を委託するに当たっては、北海道 知事があらかじめ契約を締結している業者(以下「指定業者」とい う。)に委託する。

(協議)

10 市長は、この事務取扱要領により難い事例が生じた場合は、北海道知事に協議する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。